



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日（火） 号外（第16号）

目次

ページ

**企業管理規程**

○群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（発電課）	2
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課）	5
○群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（発電課）	5
○群馬県企業局処務規程の一部を改正する規程（総務課）	5
○管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程（同）	6
○群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程（同）	6
○群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程（同）	7
○群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（同）	7
○群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程（同）	8
○群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程（同）	9
○群馬県企業局企業職員旅費規程の一部を改正する規程（同）	10
○群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程（財務課）	11
○群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程（同）	11

**病院管理規程**

○群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（総務課）	11
○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程（同）	21
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程（同）	22
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程（同）	22
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（同）	23
○群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程（同）	23

■ 企業管理規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理人 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

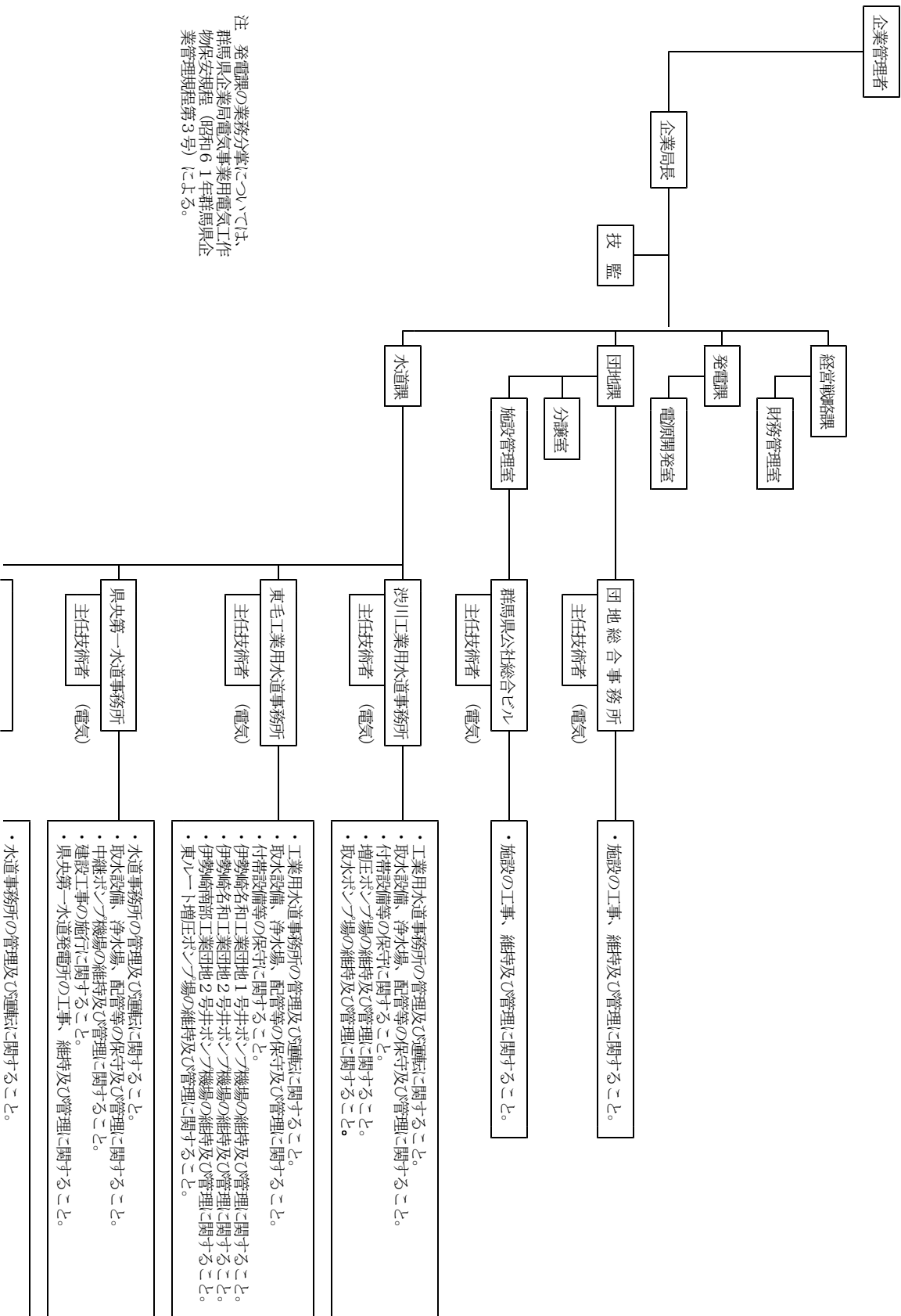
「県央第一水道事務所  
新田山田水道事務所  
東部地域水道事務所」

を「県央第一水道事務所」に改める。

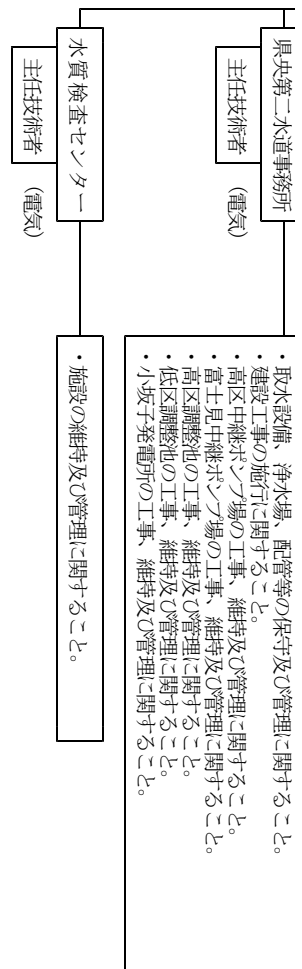
別表第一を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条 関 係)

保 安 に 関 する 組 織 及 び 業 務 分 掌



注 発電課の業務分掌については、群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程 (昭和 6 1 年群馬県企業管理規程第 3 号) による。



附則  
この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一中「一 県庁の課長又は室長」を「一 県庁の課長」に改め、「三 主監」の下に「又は室長」を加え、「行方県庁の課長又は室長」を「行方県庁の課長」に改め、「行方主監」の下に「又は室長」を加える。

別表第二県庁の項中「総務課の課長」を「経営戦略課の課長」に、

室長(課に相当する室の室長に限る。)

室長(課に相当する室の室長を除く。)

室長

を

に改め、

「及び水道管理主監」を削り、「総務課の次長」を「経営戦略課の次長」に改め、同表地域機関の項中「及び団地総合事務所」を削る。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

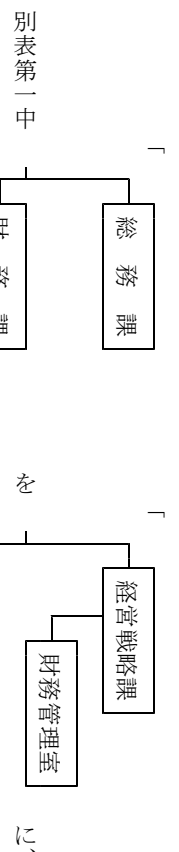
令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第三号

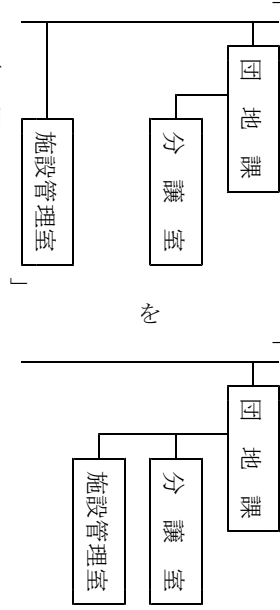
群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。



を

に改める。



附則  
この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業局処務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局処務規程(昭和三十三年群馬県電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、同条第二項中「若しくは室(課)に置く室を除く。以下同じ。」を削り、「若しくは室又は」を「又は」に改め、

別表の1の表中「又は室名」を削り、



に、

「 団地課  
施設管理室

「 団地課

「 県央第一水道事務所  
新田山田水道事務所  
東部地域水道事務所

「 県央第一水道事務所

「 団地  
施設

「 団地

「 県央第一  
新田山田  
東部

「 県央第一

を

に改め、同表の2の表中

を

に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第五号

管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程

の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。  
第三項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

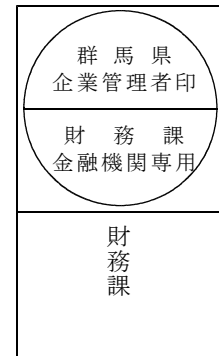
群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第六号

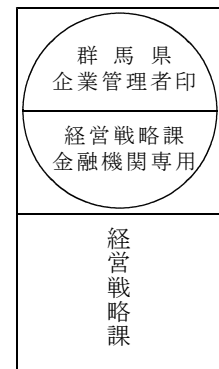
群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程

の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。  
群馬県企業局公印規程(昭和三十七年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のよ

第三条中「、室長(課に置く室の室長を除く。)」を削る。  
第四条第一項中「、室(課に置く室を除く。以下同じ。)」を削る。  
第五条、第六条及び第七条中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。  
第十条第二項中「又は室」を削り、「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。  
第十一条中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。  
別表企業管理者印の項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

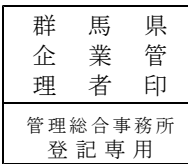


を



を

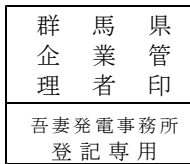
方二十七ミリ  
メートル



管理総合事務所

登記事務用

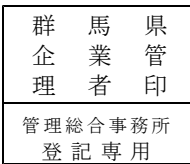
方二十七ミリ  
メートル



吾妻発電事務所

登記事務用

方二十七ミリ  
メートル



管理総合事務所

登記事務用

に改め、同表企

業局長印の項及び技監印の項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、同表課長印(室長印)の項を次のように改める。

課長印
方二十ミリメートル
群馬県 業局長 何 課 長
県庁の課

別表企業出納員の項中「財務課」を「経営戦略課」に改め、同表局印の項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第六号中「審議課」を「議事課」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職員記章はい用規程(昭和四十一年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第八条、第九条及び第十一条中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

別記様式第二号中「審議課」を「議事課」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第八号

群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号。以下「条例」という。)第十八条第二項の規定に基づき、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項の規定により会計年度任用職員として採用された企業職員(以下「企業局会計年度任用職員」という。)の給与の支給等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で「給与」とは、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

(夜間勤務手当)

第三条 夜間勤務手当は、条例第二条第一項に規定する職員の例により支給する。

(給与の支給)

第四条 給料の計算期間(以下この項において「給与期間」という。)は、月の一日から末日までとし、給与期間につき給料月額を支給する。

2 給与の支給定日は、その月の翌月二十一日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い同法に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給定日とする。

(その他)

第五条 企業局会計年度任用職員の給与については、この規程に定めるもののほか、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)第一条に規定する会計年度任用職員の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において特別職の職員で条例の適用を受けていた非常勤職員(月額の給料を受けていた非常勤職員に限る。)で、施行日においてこの規程の適用を受けることとなるものうち、施行日以後にその者が受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額が施行日の前日において受けていた給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に達しないこととなるものには、施行日以後にその者が受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額等の合計額のほか、その差額に相当する額として群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年人事委員会規則第五号)附則第三項の例により定める額を給料として支給する。

(令和三年三月三十一日までの間における期末手当に関する特例)

3 施行日の前日において期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額の期末手当を支給されていた者の施行日から令和三年三月三十一日までの間における期末手当については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例附則第二条の規定にかかわらず、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じるものとする。

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県企業局局長 松 島 賢 治

群馬県企業局組織規程第九号

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業局組織規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「課内室」を削り、同条第一項中「及び室」及び「(以下「課内室」という。)」を削り、同項の表課名又は室名の項中「又は室名」を削り、「課内室名」を「室名」に改め、同項の次に次のように加える。

経営戦略課

総務係、財政係、企画戦略係、財務管理室

第三条第一項の表総務課の項及び財務課の項を削り、同表団地課の項中「分譲室」の下に「施設管理室」を加え、同表施設管理室の項を削り、同条第二項中「財務課経営企画室に経営企画係」を「経営戦略課財務管理室に経理管財係及び工事検査係」に、「並びに」を「」に、「及び住宅・商業用地係」を「住宅・商業用地係及び板倉ニュータウン販売センター並びに団地課施設管理室に施設管理係」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「総務課」を「経営戦略課」に改め、同条第十五号中「職員の研修」を「局の防災」に改め、同条第十六号中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号。以下「財政健全化法」という。)」を「地方公営企業連絡協議会」に改め、「(財務課の主管に属するものを除く。)」を削り、同条第十七号中「局の予算」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号。以下「財政健全化法」という。)」に改め、同条第十八号中「企業債及び他会計からの長期借入金」を「局の予算」に改め、同条第十九号中「県議会」を「企業債及び他会計からの長期借入金」に改め、同条第二十号中「局の主管する建設工事(以下「建設工事」という。)」の検査及び監査」を「県議会」に改め、同条第二十一号中「建設工事単価歩掛の調整及び標準仕様書」を「決算調製」に改め、同条第二十二号中「工事の工程管理」を「公営企業の経営」に改め、同条第二十三号中「技術指導」を「経営企画会議」に改め、同条第二十四号中「第二十号から前号までに掲げるもののほか、建設工事についての連絡調整」を「経営基本計画の策定及び推進」に改め、同条第二十五号中「監察」を「経営分析及び予測」に改め、同条第二十六号中「局の防災」を「広報並びに広聴の企画、実施及び連絡調整」に改め、「(財産管理に係るものを除く。)」を削り、同条第二十七号中「地方公営企業連絡協議会」を「新規事業に係る調査、企画及び計画」に改め、同条第二十八号中「その他他課の主管に属しない」を「職員の研修に関する」に改め、同条に次の二十五号を加える。  
二十九 重要と認められる資産の取得及び処分等の審査に関する事。

- 三十 現金、預金、有価証券及び物品の出納保管に関する事。
- 三十一 資金計画及び資金運用に関する事。
- 三十二 一時借入金(起債前借を除く。)に関する事。
- 三十三 計理状況の報告に関する事。
- 三十四 収入及び支出の審査に関する事。
- 三十五 固定資産に関する事。
- 三十六 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- 三十七 県庁舎の管理(局の管理に属するものに限る。)に関する事。
- 三十八 物品の取得及び処分に関する事。
- 三十九 出納取扱金融機関等に関する事。
- 四十 地方公営企業会計制度に関する事。
- 四十一 企業局企業出納員の所管する出納事務に関する事。
- 四十二 例月現金出納検査に関する事。
- 四十三 消費税及び地方消費税の申告及び納付に関する事。
- 四十四 財務会計システムに関する事。
- 四十五 局の主管する建設工事(以下「建設工事」という。)の検査及び監査に関する事。
- 四十六 建設工事の施工体制点検に関する事。
- 四十七 研修会の実施及び技術指導等に関する事。
- 四十八 建設工事現場安全パトロールに関する事。
- 四十九 建設工事表彰等に関する事。
- 五十 建設工事単価歩掛の調整及び標準仕様書に関する事。
- 五十一 建設工事の工程管理に関する事。
- 五十二 第四十五号から前号までに掲げるもののほか、建設工事についての連絡調整に関する事。
- 五十三 その他他課の主管に属しない事。
- 第五條を次のように改める。
- 第五條 削除
- 第六條第十二号中「財務課」を「団地課」に改める。
- 第七條第十六号中「への」を「の分譲案内及び」に改め、同条に次の八号を加える。
- 二十三 板倉ニュータウン販売センターに関する事。
- 二十四 格納庫事業、賃貸ビル事業及びゴルフ場事業(以下「施設管理事業等」という。)に係る総合調整に関する事。
- 二十五 施設管理事業等に係る施設の維持管理及び改良に関する事。
- 二十六 施設管理事業等に係る建設工事の施工及び精算に関する事。
- 二十七 施設管理事業等に係る補償に関する事。
- 二十八 施設管理事業等に係る登記(建設改良に係る登記に限る。)に関する事。
- 二十九 施設管理事業等に係る起債申請に関する事。
- 三十 施設管理事業等に係る固定資産の取得(備品の取得を除く。)、管理及び処分に関する事。



第七条の二を削る。  
 第九条の二第二号中「(発電事務所の主管に属するものを除く。)」を削る。  
 第九条の五第二号及び第五号から第十号までの規定中「(発電事務所の主管に属するものを除く。)」を削る。

第十一条第一項の表群馬県東部発電事務所の項中「及び亀里太陽光発電所」を、「亀里太陽光発電所及び群馬コンベンションセンター太陽光発電所」に改める。  
 第十一条の三第六号中「吾妻発電事務所以外の発電事務所にあつては、」を削り、同条第二十号から第二十二号までを削り、同条第二十二号中「買収及び借入れ」を「無償借入れ」に改め、「(吾妻発電事務所以外の発電事務所にあつては、不動産の無償借入れに限ることに限る。)」を削り、同条第二十号とし、同条第二十四号を削り、同条第二十五号中「(吾妻発電事務所に限る。)」を削り、同条第二十一号とし、同条第二十六号を同条第二十二号とする。  
 第十三条の六の表群馬県新田山田水道事務所の項及び群馬県東部地域水道事務所の項並びに第十三条の七の表群馬県新田山田水道事務所の項及び群馬県東部地域水道事務所の項を削る。  
 第十三条の八第二項中「新田山田水道事務所」を「県央第二水道事務所」に改める。  
 第二十二条中第一号を削り、第二号を第一号とする。  
 第二十二条の二第二項の表群馬県板倉ニュータウン販売センターの項を削る。  
 第二十二条の四中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。  
 第二十二条の六第一号中「(板倉ニュータウン販売センターを除く。)」を削り、同条第二号を削る。

第二十四条第一項中「及び課内室」を削り、同条第二項中「及び室」を削り、同条第三項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、「、主席工事専門検査員」及び「水道課に水道管理主監を」を削る。  
 別表一の表役付職員の中「水道管理主監」を削り、

次長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
主席工事専門検査員	上司の命を受け、局の工事の検査、監査等を統括する。
次長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

附則  
 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

を  
 に改める。

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
 令和二年三月三十一日

群馬県企業管理局職務権限規程の一部を改正する規程  
 群馬県企業局職務権限規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「課長等」を「課長」に改め、「及び室長(組織規程第三条第一項に規定する課内室(以下「課内室」という。)の室長を除く。)」を削り、同条第八号中「(課内室の室長に限る。)」を削り、同条第十一号を削り、同条第十二号中「又は室(課内室を除く。)(以下「課等」という。)」を削り、「課長等」を「課長」に、「電気保安監又は水道管理主監」を「又は電気保安監」に改め、同条第十一号とし、同条第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「課等」を「課」に改め、同条第十八号を削り、同条第十九号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同条第二十一号中「課長等」を「課長」に改め、同条第二十号とする。  
 第三条第二項中「第五号及び」及び「(吾妻発電事務所の主管に属するものを除く。)」を削り、「群馬県新田山田水道事務所」を「群馬県県央第二水道事務所」に改める。  
 第五条中「課長等」を「課長」に改める。  
 第十条第一項中「課長等」を「課長」に改め、同条第二項中「水道管理主監」を削る。  
 第十一条第一項中「課長等」を「課長」に改め、同条第二項中「水道管理主監」を「施設管理室長」に改める。  
 第十四条第一項中「課長等」を「課長」に改める。  
 第十九条第三項中「課長等」を「課長」に改め、同条第四項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。  
 第十九条の二第三項及び第二十條第二項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。  
 第二十一条の見出し中「課長等」を「課長」に改め、同条第一項第一号中「電気保安監又は水道管理主監」を「又は電気保安監」に改め、同項第四号中「課内室」を「室」に改める。  
 別表第一第五号中「臨時雇用者を雇用する」を「会計年度任用職員の任免を行う」に改め、同表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。  
 別表第三企業局長の項第二号中「課長等」を「課長」に改め、「水道管理主監」を削り、同表課長等の項中「課長等」を「課長」に改め、同項第二号中「電気保安監及び水道管理主監」を「及び電気保安監」に改め、同表注中「課内室」を「室」に、「課長等」を「課長」に改める。  
 別表第五企業局長の項第三号(一)中「及び非常勤嘱託職員」を削り、「総務課長」を

「経営戦略課長」に改め、同号(二)中「非常勤嘱託」を「会計年度任用職員」に改め、同項第十三号、第十四号(一)及び(四)並びに第十五号並びに同表技監の項第五号中「課長等」を「課長」に改める。

別表第六中「課長等」を「課長」に改め、同表第三号中「臨時雇用者を雇用する」を「会計年度任用職員の任免を行う」に改める。

別表第六の二中「水道管理主監」及び「水道管理主監」を削り、「課内室」を「室」に改める。

別表第七中「課長等」を「課長」に改め、同表課等名の項中「課等名」を「課名」に改め、同表総務課の項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の三号を加える。

六 群馬県企業局公舎管理規程第八条に規定する公舎の入居者を決定すること。

七 被服貸与規程に規定する県庁職員の貸与被服に関する事。

八 企業局経営企画会議への付議事項を決定すること。

別表第七財務課の項及び施設管理室の項を削る。  
別表第七の二中「水道管理主監」を「施設管理室長」に改め、同表水道管理主監の項を次のように改める。

施設管理室長	一 群馬県ゴルフ場管理条例(平成十四年群馬県条例第四十号)に基づく次の事務 第七條第二項に規定する利用料金の承認をすること。 第七條第三項に規定する年間パスポートの発行についての承認をすること。
--------	---

別表第九企業局長の項第一号中「課長等」を「課長」に改め、同号(九)中「総務課長」を「経営戦略課長」に改め、同表課長等共通専決事項の項中「課長等」を「課長」に改め、同表課長等個別専決事項の項を次のように改める。

課長	一 給与に係る支出負担行為に関する事。 二 設計金額五百万円以上の工事に係る検査に関する事。 三 企業債又は他会計からの長期借入金金の償還金(繰上償還を除く。)及びその支払利息に係る支出負担行為に関する事。 四 起債の前借りをすること。 五 予算執行計画の変更に関する事。 六 支出予算の同一項内の各目及び節の間に係る予算の流用に関する事。 七 予算を配当すること。 八 企業債に係る協議及び許可申請並びに借入等に関する事。 九 地方公営企業法第十八条の二の規定による長期の貸付けに関する事。 十 県庁における物品の購入に係るもので、予定経費千万円未満のものに係る支出負担行為に関する事。 十一 利益剰余金、欠損金及び積立金を処理すること。
----	--

課長	十二 会計間の短期資金の運用に関する事。 十三 減価償却を決定すること。 十四 当座勘定借越契約に基づく利息に係る支出負担行為に関する事。 十五 消費税及び地方消費税の納付に係る支出負担行為に関する事。 十六 県庁舎の維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関する事。 十七 群馬県庁情報ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関する事。 十八 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条の規定による市町村交付金の交付に係る支出負担行為に関する事。 十九 施設、設備等を対象とする損害共済の加入申込み及び保険料に係る支出負担行為に関する事。
----	---

別表第十年次有給休暇の項及び病気休暇の項中「課長等」を「課長」に改め、同表職務専念義務の免除の項中「総務課長が」を「人事課長が」に、  
「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局企業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理局職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第十一号

群馬県企業局企業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県企業局企業職員旅費規程(昭和六十三年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「課長等」を「課長」に改める。  
本則に次の一条を加える。

(非常勤職員の旅費に関する事項)

第五条 企業職員等のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第三号に規定する特別職に属する地方公務員及び同法第二十二条の二第二項

に規定する会計年度任用職員に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

2 支給する旅費の額及び支給方法は、企業職員等に支給される旅費の例による。別表企業局長の項第二号中「課長等、室長(課に置く室の室長に限る。以下同じ。)」を「課長、室長」に改め、「水道管理主監」を削り、同表課長等の項中「課長等」を「課長」に、「電気保安監及び水道管理主監」を「及び電気保安監」に改める。

別表注中「課に置く」を削り、「課長等」を「課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松 島 賢 治

#### 群馬県企業管理規程第十二号

群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

群馬県企業局被服貸与規程(昭和四十一年群馬県企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「財務課長」を「経営戦略課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松 島 賢 治

#### 群馬県企業管理規程第十三号

群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公舎管理規程(昭和三十八年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「職員合宿所」を「借上住宅」に改める。

第四条中「県庁にあつては財務課長が、群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第二号)第九条に規定する地域機関(以下「地域機関」という。)にあつてはその長」を「経営戦略課長」に改める。

第五条第三項及び第四項を削る。

第七条中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改める。

第八条中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第十五条第二項中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とし、別記様式第四号を別記様式第三号とし、別記様式第五号を別記様式第四号とする。

#### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## ■ 病院管理規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

#### 群馬県病院管理規程第一号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程

#### (趣旨)

第一条 この規程は、群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号。以下「条例」という。)第二十六条第二項の規定に基づき、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の二第一項の規定により会計年度任用職員として採用された病院事業に従事する職員(以下「病院局会計年度任用職員」という。)の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)  
第二条 この規程で「給与」とは、法第二十二條の二第一項第二号に規定する職員(以下「フルタイム病院局会計年度任用職員」という。)にあつては給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とし、同項第一号に規定する職員(以下「パートタイム病院局会計年度任用職員」という。)にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 この規程で「給料」とは、群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号。以下「就業規程」という。)第四十條の規定により定められた勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当を除いたものとする。

3 この規程で「基準額」とは、給料及び地域手当の合計額とする。

(給与の口座振込み)  
第三条 給与は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)第一条に規定する会計年度任用職員(以下「群馬県

会計年度任用職員」という。)の例により口座振込みの方法によって支払うことができる。

(給料の支給)  
 第四条 給料の支給定日(第二十四条第二項に規定する支給定日をいう。次条第一項において同じ。)前において退職又は死亡した病院局会計年度任用職員には、その支給料を支給する。

第五条 病院局会計年度任用職員が、病院局会計年度任用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため給料を請求した場合には、給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料をその際支給する。

2 前項の規定により月額で給料を定める病院局会計年度任用職員に支給する請求の日までの給料の額は、その給与期間(第二十四条第一項に規定する給与期間をいう。第二十二條第二項において同じ。)の現日数から就業規程第四十条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により算出した額とする。

(基準額表)  
 第六条 基準額表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 資格免許職A基準額表(別表第一)
- 二 資格免許職B基準額表(別表第二)
- 三 補助職基準額表(別表第三)
- 四 業務職基準額表(別表第四)

2 特別の事情により前項に規定する基準額表により難いときは、同項の規定にかかわらず、当該基準額表は知事が別に定めるものとする。

(基準額表の適用範囲)

第七条 前条第一項に規定する各基準額表の適用範囲は、別表第五の上欄に掲げる基準額表の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる適用範囲とする。

第八条 第六条第一項第一号及び第四号に掲げる基準額表の適用を受ける病院局会計年度任用職員の号給は、別表第六に定める範囲内で定めるものとする。

(病院局会計年度任用職員となった者の号給)

第九条 第六条第一項第一号及び第四号に掲げる基準額表の適用を受ける病院局会計年度任用職員となった者の号給は、別表第六に定める当該病院局会計年度任用職員の属する区分の最低の号給とする。

第十条 前条の規定にかかわらず、採用の日の属する会計年度の前会計年度(以下「前会計年度」という。)において同一の基準額表が適用される業務に従事していた病院局会計年度任用職員(資格免許職B基準額表及び補助職基準額表が適用される病院局会計年度任用職員並びに第六条第二項の規定により基準額を定められた病院局会計年度任用職員を除く。)の号給は、前会計年度の病院局会計年度任用職員の号給の号数(前会計年度にパートタイム病院局会計年度任用職員であつたフルタイム病院局会計年度任用職員にあつては、当該パートタイム病院局会計年度任用職員を当該パートタイム病院局会計年度任用職員の職務に従事するフルタイム病院局会計年度任用職員と仮定した場合の当該フルタイム病院局会計年度任用職員の号給の号数)に前会計年度において当該病院局会計年度任用職員が同一の基準額表が適用される業務に従事した月数を別表第七に定めるところにより換算した月数を十二月で除した数に四を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数(別表第六に定める当該病院局会計年度任用職員の属する区分の最高の号給の号数を超えるときは、当該最高の号給の号数とする。)を号数とする。

イム病院局会計年度任用職員にあつては、当該パートタイム病院局会計年度任用職員を当該パートタイム病院局会計年度任用職員の職務に従事するフルタイム病院局会計年度任用職員と仮定した場合の当該フルタイム病院局会計年度任用職員の号給の号数)に前会計年度において当該病院局会計年度任用職員が同一の基準額表が適用される業務に従事した月数を別表第七に定めるところにより換算した月数を十二月で除した数に四を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数(別表第六に定める当該病院局会計年度任用職員の属する区分の最高の号給の号数を超えるときは、当該最高の号給の号数とする。)を号数とする。

(フルタイム病院局会計年度任用職員の基準額等)

第十一条 フルタイム病院局会計年度任用職員の基準額表の種類は、資格免許職A基準額表、資格免許職B基準額表及び補助職基準額表とし、基準額は月額、日額又は時間額で定めるものとする。

2 フルタイム病院局会計年度任用職員について、特別の事情により前項の規定による基準額により難いときは、同項の規定にかかわらず、知事が定める額とする。

3 フルタイム病院局会計年度任用職員の地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当は、条例第二條第一項に規定する職員(以下「群馬県病院事業職員」という。)の例により支給するものとする。

4 フルタイム病院局会計年度任用職員の退職手当の額、支給方法その他の退職手当に関する事項は、群馬県病院事業職員の例による。

(パートタイム病院局会計年度任用職員の基準額等)

第十二条 パートタイム病院局会計年度任用職員の基準額表の種類は、資格免許職A基準額表、資格免許職B基準額表、補助職基準額表及び業務職基準額表とし、基準額は、月額、時間額又は日額で定めるものとする。

2 月額で基準額を定めるパートタイム病院局会計年度任用職員(以下「月額パートタイム病院局会計年度任用職員」という。)のうち、資格免許職A基準額表の適用を受けるものの基準額の月額は、フルタイム病院局会計年度任用職員の基準額の月額に、当該月額パートタイム病院局会計年度任用職員について就業規程第四十条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間(第七項第一号、第十四條第二項第一号並びに第四項第三号及び第四号並びに第二十二條第一項第一号において「一週間当たりの勤務時間」という。)を就業規程第三條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、業務職基準額表の適用を受けるものの基準額の月額は、業務職基準額表において月額で規定された額とする。

3 時間額で基準額を定めるパートタイム病院局会計年度任用職員(以下「時間額パートタイム病院局会計年度任用職員」という。)の基準額の時間額は、資格免許職B基準額表又は補助職基準額表において時間額で規定された額とする。

4 日額で基準額を定めるパートタイム病院局会計年度任用職員(以下「日額パートタイム病院局会計年度任用職員」という。)の基準額の日額は、資格免許職B基準額表において日額で規定された額とする。

5 パートタイム病院局会計年度任用職員について、特別の事情により前各項の規定

による基準額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該基準額は知事が定める額とする。

6 パートタイム病院局会計年度任用職員に時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当を支給する場合における勤務一時間当たりの基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額パートタイム病院局会計年度任用職員 第二項の規定により定められた基準額の月額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから十八日に七・七五を乗じたものを減じて得た数で除して得た額
- 二 時間額パートタイム病院局会計年度任用職員 第三項の規定により定められた基準額の時間額
- 三 日額パートタイム病院局会計年度任用職員 第四項の規定により定められた基準額の日額を就業規程第四十条の規定により定められた一日当たりの勤務時間(第二十二条第一項第三号において「一日当たりの勤務時間」という。)で除して得た額

四 第五項の規定により基準額を定めたパートタイム病院局会計年度任用職員 前三号の規定に準じて計算して得た額

7 前各項に規定するもののほか、パートタイム病院局会計年度任用職員の地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当は、群馬県病院事業職員の例により支給するものとする。

(休日)に割り振られた勤務時間に係る給与)

第十三条 月額で基準額を定めるパートタイム病院局会計年度任用職員以外のパートタイム病院局会計年度任用職員が就業規程第四十条の規定により就業規程第十五条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(就業規程第四十条の規定により指定された代休日を含む。)に割り振られた勤務時間に勤務を要しないときは、群馬県会計年度任用職員の例により当該勤務を要しない勤務時間に係る基準額は支給しない。

(期末手当)

第十四条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する病院局会計年度任用職員(次項に定める病院局会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第五号。以下「県会計年度給与規則」という。)第十三条で定める日に支給する。

2 前項に規定する病院局会計年度任用職員のうち次の各号のいずれかに該当する病院局会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

- 一 一週間当たりの勤務時間が二十時間未満の病院局会計年度任用職員
- 二 停職者(法第二十九条第一項の規定により停職にされている病院局会計年度任用職員をいう。)

三 育児休業職員(育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業をいう。以下同じ。)をしている病院局会計年度任用職員をいう。)のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成四

年群馬県条例第一号)第七条第一項に規定する職員以外の病院局会計年度任用職員

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の九十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 一箇月以上三箇月未満 百分の三十
- 五 一箇月未満 零

4 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 フルタイム病院局会計年度任用職員 基準日現在において当該フルタイム病院局会計年度任用職員が受けるべき基準額の月額
- 二 月額パートタイム病院局会計年度任用職員 基準日現在において当該月額パートタイム病院局会計年度任用職員が受けるべき第十二条第二項の規定による基準額の月額
- 三 時間額パートタイム病院局会計年度任用職員 基準日現在において当該時間額パートタイム病院局会計年度任用職員が受けるべき第十二条第三項の規定による基準額の時間額に一週間当たりの勤務時間を乗じ、その額に五十二を乗じて得た額を十二で除した額

四 日額パートタイム病院局会計年度任用職員 第十二条第六項第三号に規定する一週間当たりの基準額に一週間当たりの勤務時間を乗じ、その額に五十二を乗じて得た額を十二で除した額

五 第十二条第五項の規定により基準額を定めたパートタイム病院局会計年度任用職員 基準日現在において当該パートタイム病院局会計年度任用職員が受けるべき同項の規定による基準額を前各号の規定に準じて一月当たりの基準額に換算した額

5 第三項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、群馬県会計年度任用職員の例による。

6 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「県給与条例」という。)第二十条の二及び第二十条の三の規定は、病院局会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(県給与条例第二十条の二第三号の規定を除く。)中「職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と、同号中「基準日」前「一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と、「職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(職員の給与の支給に関する規則の準用)  
第十五条 第十四条第六項の規定により読み替えて準用する県給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定を適用する場合には、職員の給与の支給に関する規

則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)第二十八条の九から第二十八条の十五までの規定を準用する。

(期末手当基礎額の端数計算)

第十六条 第十四条第四項の期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(初任給調整手当)

第十七条 条例第二十六条第二項に規定する初任給調整手当を支給する職員は、フルタイム病院局会計年度任用職員のうち資格免許職A基準額表の適用を受ける医師又は歯科医師とし、支給額を月額五万円とする。

(通勤手当)

第十八条 病院局会計年度任用職員が条例第十条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、群馬県病院事業職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額については、県会計年度給与規則第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「通勤手当又は通勤に係る費用弁償(以下「通勤手当等」という。)」とあるのは「通勤手当」と、「会計年度任用職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と、同項第一号中「給与条例第十二条の六第一項第一号」とあるのは「群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号。以下「病院局給与条例」という。)」第十号第一号と、「会計年度任用職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と、同項第二号中「給与条例第十二条の六第一項第二号」とあるのは「する病院局給与条例第十号第二号」と、「する会計年度任用職員」とあるのは「掲げる病院局会計年度任用職員」と、「掲げる会計年度任用職員」とあるのは「掲げる病院局会計年度任用職員」と、同号イ中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「月額で基準額を定めるフルタイム病院局会計年度任用職員」と、同号ロ中「報酬の額」とあるのは「基準額」と、「パートタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム病院局会計年度任用職員」と、同号ハ中「ロに掲げる職員以外のパートタイム会計年度任用職員」とあるのは「イ及びロに掲げる職員以外のパートタイム会計年度任用職員」と、同項第三号中「給与条例第十二条の六第一項第三号」とあるのは「病院局給与条例第十号第三号」と、「会計年度任用職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と、同条第二項中「給与条例第十二条の六第一項第二号又は第三号」とあるのは「病院局給与条例第十号第二号又は第三号」と、「会計年度任用職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、通勤手当の支給方法その他の通勤手当に関する事項は、群馬県会計年度任用職員の例による。

(特殊勤務手当)

第十九条 条例第二十六条第二項に規定する特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。  
一 夜間看護等手当  
二 夜間特殊業務手当  
三 医師緊急業務等手当

四 死体解剖補助作業手当

(夜間看護等手当)

第二十条 夜間看護等手当については、病院に勤務する看護師、准看護師又はこれに準ずる職員が、就業規程第七条第二項の表に定める準夜勤又は夜勤の勤務時間に勤務し、看護等の業務に従事した場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。この場合においては、夜間勤務手当は支給しない。  
一 準夜勤である場合 五千六百円  
二 夜勤である場合 七千四百円

2 前項に規定するもののほか、夜間看護等手当の支給については、群馬県病院事業職員の給与に関する規程第十五条第一項及び第二項第二号から第四号までの規定を準用する。

(夜間看護等手当以外の特殊勤務手当)

第二十一条 第十九条第二号から第四号までに規定する手当については、群馬県病院事業職員の例により支給する。

(給与の減額)

第二十二条 病院局会計年度任用職員が勤務しないときは、県会計年度給与規則第二十九条各号に掲げる場合を除き、その勤務しない時間一時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して給与を支給する。  
一 月額で基準額を定めるフルタイム病院局会計年度任用職員及び月額パートタイム病院局会計年度任用職員(以下「月額病院局会計年度任用職員」と総称する。)

基準額の月額又は第十二条第二項の規定により定められた基準額の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た数で除して得た額  
二 時間額パートタイム病院局会計年度任用職員 第十二条第三項の規定により定められた基準額の時間額  
三 日額パートタイム病院局会計年度任用職員 第十二条第四項の規定により定められた基準額の日額を一日当たりの勤務時間で除して得た額  
四 第十二条第五項の規定により基準額を定めたパートタイム病院局会計年度任用職員 前三号の規定に準じて計算して得た額

2 前項に規定する勤務しない時間は、その給与期間に勤務しなかった全時間数によつて計算し、この場合において一時間未満の端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。  
3 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月の分の基準額とし、それぞれの月以降の基準額から差し引く。

(端数計算)

第二十三条 第十二条第二項の規定により基準額を算定する場合において、当該額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

2 第十二条第六項第一号又は第三号の規定により時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当を支給する場合における勤務一時間当たりの基準額並びに前条第一

項第一号又は第三号の規定により勤務しない時間一時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(基準額の支給)

第二十四条 基準額の計算期間(以下この条において「給与期間」という。)は、月の一日から末日までとし、給与期間につき基準額の全額を支給する。

2 基準額の支給定日は、月額病院局会計年度任用職員については、その月の二十一日とし、それ以外の病院局会計年度任用職員については、その月の翌月二十一日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い同法に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給定日とする。

3 知事は、災害その他特別の事情により、その必要を認めるときは、前項の支給定日を変更することができる。

4 新たに病院局会計年度任用職員となつた者には、その日から基準額を支給する。病院局会計年度任用職員が退職又は死亡したときは、その日まで基準額を支給する。

6 月額病院局会計年度任用職員について、前二項の規定により基準額を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与期間の現日数から当該月額病院局会計年度任用職員について就業規程第四十条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

7 前各項に定めるもののほか、基準額の支給に関し必要な事項は、群馬県会計年度任用職員の例による。

(休職者の給与)

第二十五条 病院局会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(特例)

第二十六条 この規程に定めるもののほか、給与の支給等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(令和二年六月に支給する期末手当の特例)

2 令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日の間において法第三条第三項第三号に規定する職に属する非常勤職員(一週間当たりの勤務時間が二十九時間以上であつた非常勤職員に限る。)及び職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第十四号)による改正前の職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)別表三に規定する専門医療技術の習得等を目的とする実務研修に従事する職として期限を定めて任用された職員(第

六項において「期限付任用職員」という。)として在職した期間は、令和二年六月に支給する期末手当に係る第十四条第三項の在職期間に算入する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第三条第三項第三号に規定する職に属する非常勤職員(月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。)で、施行日においてこの規程の適用を受けることとなるものうち、施行日以後にその者が受けることとなる基準額の月額(以下「基準月額」という。)が施行日の前日において受けていた報酬の月額に達しないこととなるもの(知事が別に定めるものを除く。)には、基準月額のほか、その差額に相当する額として次項で定める額を給料として支給する。

4 前項の差額に相当する額の算出方法については、県会計年度給与規則附則第三条の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「条例附則第三条に規定する人事委員会規則で定める」とあるのは「群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程第一号。以下「規程」という。)(附則第三項の差額に相当する)」と、「会計年度任用職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と、同項第一号中「規則」とあるのは「規程」と、「月額会計年度任用職員」とあるのは「月額病院局会計年度任用職員」と、「条例附則第三条」とあるのは「規程附則第三条」と、「給料月額等」とあるのは「基準月額」と、同項第二号中「月額会計年度任用職員」とあるのは「規程附則第三項」と、「給料月額等」とあるのは「基準月額」と読み替えるものとする。

5 第三項の差額に相当する額を受ける月額病院局会計年度任用職員が退職し、当該退職に引き続くことなく再び規程の適用を受ける月額病院局会計年度任用職員となつた場合は、前項に定める額は支給しない。

6 施行日の前日において期限付任用職員であつたものであつて、施行日においてこの規程の適用を受けることとなるもの号給は、第九条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表第1(第6条関係)

資格免許職A 基準額表

(その1)

区分	職種 号 給	医師 (シニアレジ <sup>*</sup> )	医師 (レジ)	医師 (初期臨床)	看護師 助産師	准看護師	薬剤師	検査・放射 線技師 ME・PT・ OT・ST 歯科衛生士
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	563,000	433,000	371,000	218,000	173,000	234,000	203,000
	2	570,500	440,500	381,500	219,800	174,800	236,000	204,800
	3	578,000	448,000	392,000	221,600	176,600	238,000	206,600
	4	585,500	455,500	402,500	223,400	178,400	240,000	208,400
	5	593,000	463,000	413,000	225,000	180,000	242,000	210,000
	6		470,500		227,000	182,000	244,000	212,000
	7		478,000		229,000	184,000	246,000	214,000
	8		485,500		231,000	186,000	248,000	216,000
	9		493,000		233,000	188,000	250,000	218,000
	10				234,500	189,400	250,900	219,400
	11				236,000	190,800	251,800	220,800
	12				237,500	192,200	252,700	222,200
	13				239,000	193,600	253,700	223,600
	14				240,500	195,000	254,700	225,000
	15				242,000	196,400	255,700	226,400
	16				243,500	197,800	256,700	227,800
	17				244,900	199,200	257,500	229,200
	18				246,400	200,600	258,400	230,600
	19				247,900	202,000	259,300	232,000
	20				249,400	203,400	260,200	233,400
	21				250,900	204,800	261,200	234,800
	22				252,400	206,200	262,100	236,200
	23				253,900	207,600	263,000	237,600
	24				255,400	209,000	263,900	239,000
	25				256,900	210,400	264,900	240,400
	26				258,400	211,800		241,800
	27				259,900	213,200		243,200
	28				261,400	214,600		244,600
	29				262,900	216,100		246,000
	30				264,400	217,500		247,400
	31				265,900	218,900		248,800
	32				267,400	220,300		250,200
	33				268,800	221,700		251,600
	34				270,300	223,100		253,000

フルタイム会計年度任用職員



	35			271,800	224,500	254,400
	36			273,300	225,900	255,800
	37			274,800	227,300	257,200
	38				228,700	
	39				230,100	
	40				231,500	
	41				232,900	
	42				234,300	
	43				235,700	
	44				237,100	
	45				238,500	
	46				239,900	
	47				241,300	
	48				242,700	
	49				244,100	

※基準月額には地域手当を含む

(その2)

区分	職種 号給	保育士	管理栄養士	PSW	MSW	臨床心理 技術者	栄養士	保健師
		月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円
フルタイム 会計年度 任用職員	1	173,000	195,000	195,000	180,000	203,000	167,200	208,000
	2	174,800	197,000	197,000	182,000	204,800	168,900	210,000
	3	176,600	199,000	199,000	184,000	206,600	170,600	212,100
	4	178,400	201,000	201,000	186,000	208,400	172,400	214,100
	5	180,000	203,000	203,000	188,000	210,000	173,900	216,300
	6	182,000	204,800	204,800	189,800	212,000	175,900	218,400
	7	184,000	206,600	206,600	191,600	214,000	177,900	220,600
	8	186,000	208,400	208,400	193,400	216,000	179,900	222,700
	9	188,000	210,000	210,000	195,000	218,000	181,800	224,800
	10	211,600	211,900	211,800	196,800	219,900	183,700	227,000
	11	213,200	213,800	213,600	198,600	221,800	185,500	229,300
	12	214,800	215,700	215,400	200,400	223,700	187,500	231,500
	13	194,400	217,400	217,100	202,000	225,500	189,300	233,500
	14	196,000	219,300	218,900	203,800	227,400	190,900	234,800
	15	197,600	221,200	220,700	205,600	229,300	192,400	236,100
	16	199,200	223,100	222,500	207,400	231,200	193,900	237,400
	17	200,700	224,900	224,200	209,000	232,900	195,600	238,600
	18	202,300	226,800	226,000	210,800	234,800	196,900	239,700
	19	203,900	228,700	227,800	212,600	236,700	198,400	241,100
	20	205,500	230,600	229,600	214,400	238,600	199,900	242,300
	21	207,100	232,300	231,200	216,000	240,400	201,400	243,600
	22	208,700	234,200	233,000	217,800	242,300	202,600	245,000
	23	210,300	236,100	234,800	219,600	244,200	204,000	246,300
	24	211,900	238,000	236,600	221,400	246,100	205,300	247,600
	25	213,400	239,700	238,300	223,100	247,800	206,700	248,800
	26	215,000	241,600	240,100	224,900	249,700	208,200	250,200
	27	216,600	243,500	241,900	226,700	251,600	209,500	251,500
	28	218,200	245,400	243,700	228,500	253,500	210,900	253,000
	29	219,800	247,200	245,400	230,100	255,300	212,100	253,900
	30	221,400	249,100	247,200	231,900	257,200	213,400	255,300
	31	223,000	251,000	249,000	233,700	259,100	214,700	256,800
	32	224,600	252,900	250,800	235,500	261,000	216,100	258,200
	33	226,100	254,600	252,500	237,100	262,700	217,200	259,400
	34	227,700					218,400	260,900
	35	229,300					219,700	262,200
	36	230,900					220,900	263,500
	37	232,500					222,100	264,600

	38	234,100				223,200	
	39	235,700				224,300	
	40	237,300				225,400	
	41	238,800				226,400	
	42						
	43						
	44						
	45						
	46						
	47						
	48						
	49						

※基準月額には地域手当を含む

別表第二(第六条関係)  
資格免許職B基準額表

職種	基準額
医師	基準額は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して知事が定める。
看護師	
助産師	
保健師	
准看護師	
薬剤師	
臨床検査技師	
診療放射線技師	
臨床工学技士	
理学療法士	
作業療法士	
言語聴覚士	
精神保健福祉士	
社会福祉士	
心理判定員	
歯科衛生士	
管理栄養士	
栄養士	
保育士	
調理師	

別表第三(第六条関係)  
補助職基準額表

職種	基準額の時間額
一般事務職	八九〇円
その他職	九四五円

号給	基準額の月額
五号給	一二五、五〇〇円
六号給	一一六、四〇〇円
七号給	一二七、二〇〇円
八号給	一二八、一〇〇円
九号給	一二八、八〇〇円
十号給	一一九、九〇〇円
十一号給	一二〇、九〇〇円
十二号給	一二一、九〇〇円
十三号給	一二二、八〇〇円
十四号給	一二四、〇〇〇円
十五号給	一二五、一〇〇円
十六号給	一二六、三〇〇円
十七号給	一二七、三〇〇円
十八号給	一二八、四〇〇円
十九号給	一二九、六〇〇円
二十号給	一三〇、七〇〇円
二十一号給	一三一、七〇〇円
二十二号給	一三三、八〇〇円

別表第四(第六条関係)  
業務職基準額表

別表第五(第七条関係)

資格免許職A基準額表	基準額表の種類	適用範囲
二十三号給	一三五、八〇〇円	医師、看護師、助産師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、保育士、管理栄養士、精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、栄養士又は保健師で群馬県病院事業職員に準じ県立病院での勤務により職務遂行能力向上を求めるとの会計年度任用職員
二十四号給	一三七、八〇〇円	
二十五号給	一三九、八〇〇円	
二十六号給	一四一、一〇〇円	
二十七号給	一四二、三〇〇円	
二十八号給	一四三、六〇〇円	
二十九号給	一四四、八〇〇円	医師、看護師、助産師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、保育士、管理栄養士、精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、栄養士又は保健師で群馬県病院事業職員に準じ県立病院での勤務により職務遂行能力向上を求めるとの会計年度任用職員
三十号給	一四六、一〇〇円	
三十一号給	一四七、四〇〇円	
三十二号給	一四八、七〇〇円	資格免許職B基準額表
三十三号給	一五〇、〇〇〇円	

別表第六(第八条関係)

業務職基準額表	補助職基準額表
前記以外の職員	職員の指示を受けて補助業務を担う会計年度任用職員

別表第七(第十条関係)

業務職基準額表	基準額表の種類					
	業務職(一)	業務職(二)	業務職(三)	業務職(四)	業務職(五)	業務職(六)
資格免許職A基準額表	一号給から四十九号給まで	一号給から四十九号給まで	一号給から四十九号給まで	一号給から四十九号給まで	一号給から四十九号給まで	一号給から四十九号給まで
業務職(一)	五号給から十三号給まで	五号給から十三号給まで	五号給から十三号給まで	五号給から十三号給まで	五号給から十三号給まで	五号給から十三号給まで
業務職(二)	九号給から十七号給まで	九号給から十七号給まで	九号給から十七号給まで	九号給から十七号給まで	九号給から十七号給まで	九号給から十七号給まで
業務職(三)	十三号給から二十一号給まで	十三号給から二十一号給まで	十三号給から二十一号給まで	十三号給から二十一号給まで	十三号給から二十一号給まで	十三号給から二十一号給まで
業務職(四)	十七号給から二十五号給まで	十七号給から二十五号給まで	十七号給から二十五号給まで	十七号給から二十五号給まで	十七号給から二十五号給まで	十七号給から二十五号給まで
業務職(五)	二十一号給から二十九号給まで	二十一号給から二十九号給まで	二十一号給から二十九号給まで	二十一号給から二十九号給まで	二十一号給から二十九号給まで	二十一号給から二十九号給まで
業務職(六)	二十五号給から三十三号給まで	二十五号給から三十三号給まで	二十五号給から三十三号給まで	二十五号給から三十三号給まで	二十五号給から三十三号給まで	二十五号給から三十三号給まで

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「臨床病理検査部」の下に、「整形外科部」を加える。  
第五条第二項の表がんセンターの部臨床病理検査部の項の次に次のように加える。

整形外科部  
整形外科系疾患を中心とした診療に関する事。

第十條第一項中「嘱託」を「顧問」に改め、同條第二項を削る。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を削り、同表第七号中「非常勤嘱託員」を「顧問」に改め、同号と同表第六号とし、同表第八号中「臨時雇用者を雇用する」を「会計年度任用職員の任免に関する」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号を同表第八号とし、同表第十号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四総務課長の項第四号を削り、同表第五号中「非常勤嘱託員」を「顧問」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「臨時雇用者を雇用する」を「会計年度任用職員の任免に関する」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号を同表第六号とし、同表第八号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表中「報酬等」を削る。

第五十三条第二項第一号中「報酬、賃金」を削る。

第七十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百十三条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百二十九条第一項第一号中「契約の相手方の責めに帰する理由により、」を削り、同項第二号中「正当な理由がなく、着手」を「契約の履行に着手すべき」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三百三十条第一項中「とき」の下に「(同項第一号又は第二号の規定に該当する場合にあつては、契約の相手方の責めに帰すべき理由があるときに限る。 ) 又は契約の相手方が第二百二十五条第一項の規定に違反したとき」を加え、同条第三項中「前項」を「前条第一項の規定により契約を解除し、かつ、前項」に改める。

第二百九条中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の二第二項」に改める。

別表第一費用の表病院事業費用の部医業費用の款給与費の項中

給料	定数内職員の給料
手当	定数内職員の時間外勤務手当、 特殊勤務手当その他の手当
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
賃金	臨時職員の賃金
報酬	非常勤の職員に対する報酬

を

給料	本給
手当	時間外勤務手当、特殊勤務手当 その他の手当
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額

を改める。

別表第三の表中「臨時職員の賃金」を「会計年度任用職員(補助職及び資格免許職Bに限る。)の給料」に改め、同表注一中「報酬等」を削る。

附則

- 1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に締結した契約について契約の相手方が改正前の第二百二十九条第一項第一号又は第二号の規定に該当した場合における契約の解除及び違約金については、改正後の同項第一号又は第二号及び第三百十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日前に契約の相手方が改正前の第二百二十九条第一項第三号の規定に該当した場合における契約の解除及び違約金については、改正後の同項及び第三百十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第六号

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員旅費規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(非常勤職員の旅費に関する事項)

第六條 職員等のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員及び同法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 支給する旅費の額及び支給方法は、群馬県病院事業職員に支給される旅費の例による。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---